

1 基本理念

『男女共同参画社会の形成』

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を發揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながると考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくる必要があります。

この計画では、基本理念の実現に向け、職場、家庭、地域などあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、いきいきと個性や能力を發揮できるように、基本的な考え方を3つに整理し、それぞれ次のように定めて、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

<基本的な考え方>

(1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、女性が女性であるというだけで、その能力を發揮する機会を十分に与えられなかったり、その能力や実績を正当に評価されないといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもとには、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観があり、女性に対して不利益だけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

また、近年社会的に性的マイノリティー（LGBT等）について認知されつつありますが、当事者の方々は周囲の無理解や偏見から様々な困難を抱えることがあります。それは、すべての人の人権が尊重された社会の形成において一つの課題となっています。

これらの差別や偏見をなくし、それぞれひとりの個人として尊重され、平等に扱われることが必要です。

(2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

真に豊かな社会を実現するためには、男女ともに自立し性別にかかわらず個人を尊重するという意識を持つことが大切です。

(3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により人々の地域社会への関心が薄れてきています。

男女ともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成を実現するため、次の4つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

I あらゆる分野での男女共同参画の推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国の女性雇用者数は全雇用者の約4割*を占めているものの、非正規雇用比率は53.8%を占めています。寒川町の審議会における女性委員の比率は令和2年4月1日現在23.3%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進するとともに、女性が様々な分野で活躍するための支援として意識啓発や学習機会の充実を図ります。

※雇用者数及び雇用者総数に占める女性の割合 令和2年4月4日、2%（総務省「労働力調査」）

II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。あらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶をめざします。

また、男女がお互いに理解し、健康に過ごせる社会の形成にあたり、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。

男女がお互いに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境の整備を図る必要があります。

男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加の促進などを図ります。

※ ワークライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになること。

IV 男女共同参画社会促進のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、生涯を通じて学習機会を提供し、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においても男女平等教育の推進と、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

基本目標

I あらゆる分野での女性の活躍推進

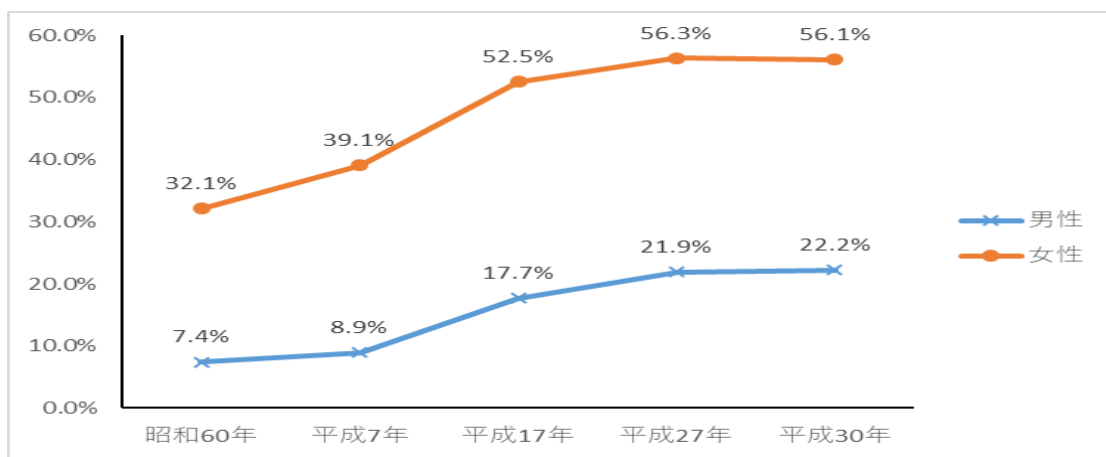
職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。

全国的女性雇用者数は、全雇用者数の約4割を占めているものの非正規雇用比率は56.1%を占めています（グラフ①参照）。寒川町の審議会における女性委員の比率は令和2年4月1日現在23.3%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所や町民に対し意識啓発や学習機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりをめざします。

グラフ①非正規雇用率の推移（男女別）



ひとりひとりが幸せな社会のために 令和元年版データ（内閣府）より作成

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や管理職に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります（グラフ②参照）。

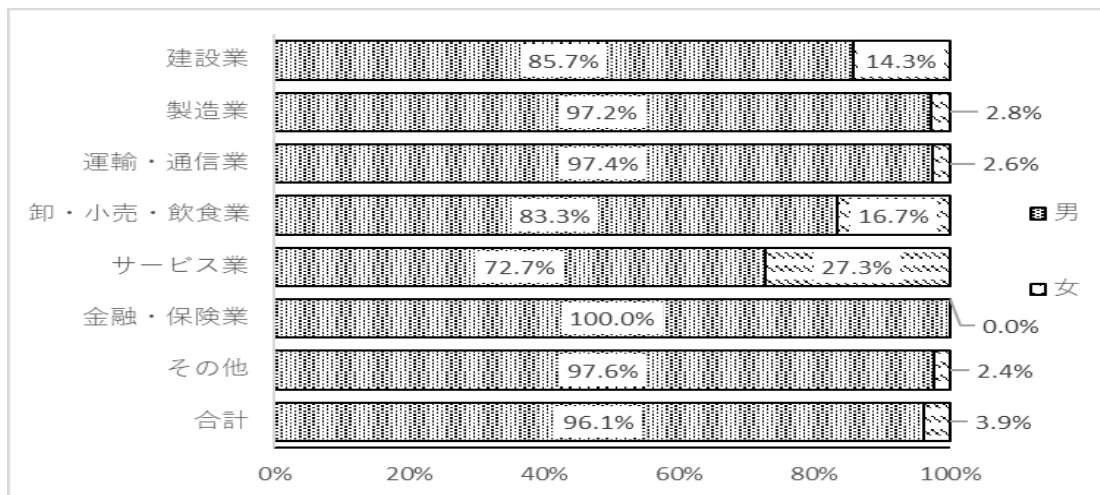
また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比に配慮するよう努めているものの、まだ十分な状況とは言えません（グラフ③参照）。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだ少ないというのが現実です。

女性が積極的に職場や地域活動へ参画することは、社会の構成員である男女双方の視点や意見を適切に反映する意味でも重要です。

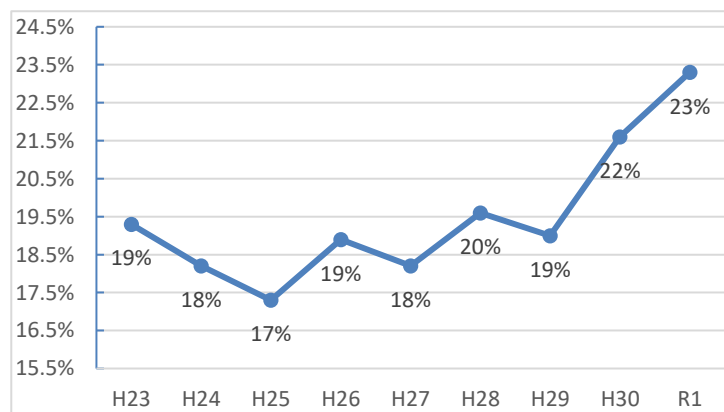
そのためにも、男女共同参画に対する町民の理解を促進し、町の様々な政策や民間団体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を促進します。

グラフ②寒川町事業所の管理職人数構成



平成29年度寒川町勤労者実態調査報告書

グラフ③寒川町審議会における女性委員比率



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）より作成

施策の内容

(1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

(2) 町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）※を推進します。

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法第2条第2号において規定されている。

(3) 住民活動などにおける女性の活躍促進

住民活動への女性の参画をより一層促進することにより、将来リーダーになるべき人材の育成に取り組みます。

施策の基本的方向

2働きたい、働き続けたい女性の支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

施策の内容

(1) 女性の人材育成の充実

社会の意思をより適切に反映させるためには、政策や方針の決定過程への女性の参画が必要です。その為に、これまで参画が少なかった分野や管理職への登用に関しての意識啓発に取り組めます。

また、女性がその個性と能力を發揮してライフステージに応じた活躍ができるように、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実に図ります。

(2) 女性の積極的な社会参画のための情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

基本目標

Ⅱ 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。あらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶をめざします。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

施策の基本的方向

1 異性に対する暴力防止の対策

暴力は、いかなる理由であろうと重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を徹底するため、普及啓発をさらに推進する必要があります。配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言う。）や性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」と言う。）は、残念ながら身近なところで実際におきています（グラフ④参照）。

昨今では、恋人同士の間における暴力（以下「デートDV」と言う。）も顕在化しており、社会的問題になりつつあります。

DVについて国では、平成13年に配偶者暴力防止法を制定し、その後実態に対応する形で法改正するなど、被害者の支援について法整備を行っています。

町でも、DVやセクハラについて、被害防止のための町民への意識啓発を積極的に行うとともに、被害者のための支援体制の充実を図る必要があります。

そこで、DVに関する情報提供やセクハラ防止の研修会等の開催により、町民や事業所等への意識啓発を行います。また、関係機関などと連携して、DV相談や緊急一時保護事業による被害者への支援を推進することによって**施策の内容**セクハラの防止対策を推進します。

（1）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

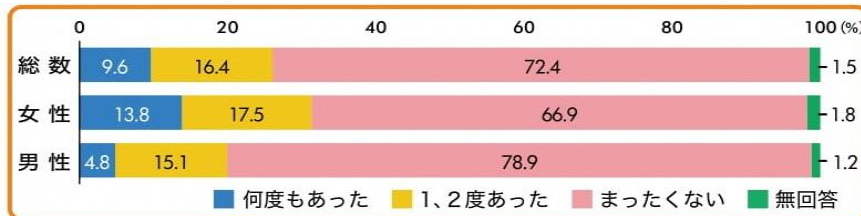
配偶者等からの暴力、交際相手からの暴力を防止するため、DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、関係機関と連携をとることで被害者の保護を行い一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

(2) 各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図ります。また、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し人権相談や関係機関での相談窓口についての情報を提供します。

グラフ④配偶者からの暴力



【備考】

1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。
2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。
3. **身体的暴行**: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
経済的圧迫: 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

ひとりひとりが幸せな社会のために 令和元年度データ(内閣府)

施策の基本的方向

2 人権尊重のための対策

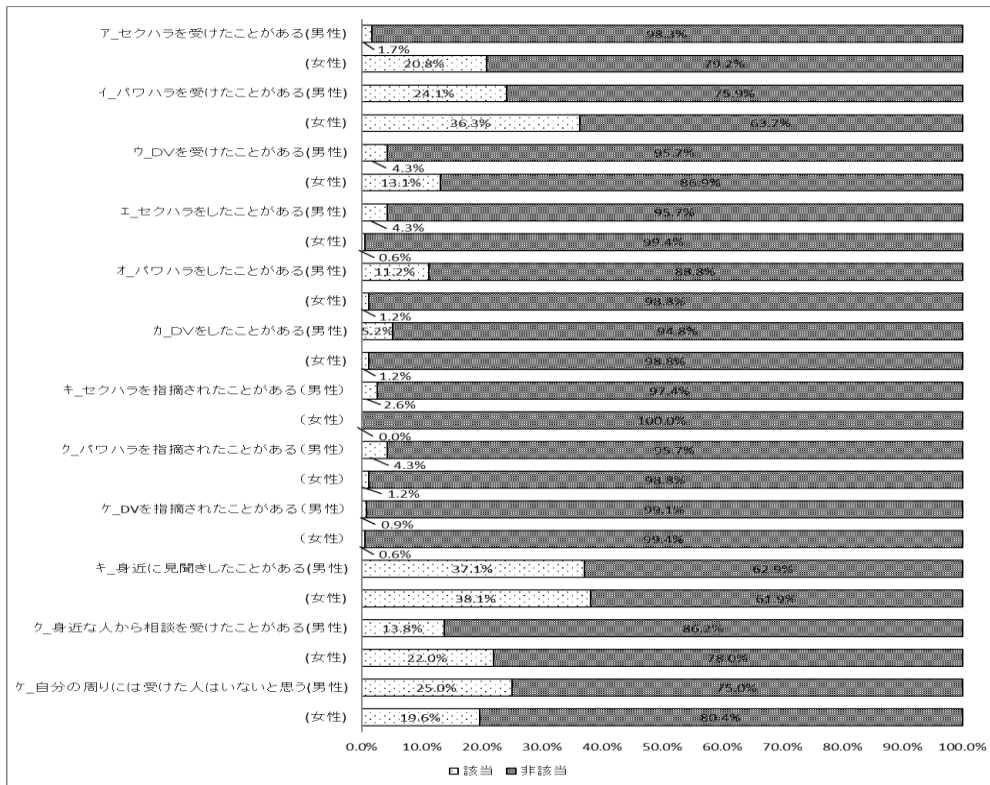
現在、人権侵害の被害は様々な場面で起こっています。例としては、権力や地位を利用した嫌がらせであるパワーハラスメント(以下「パワハラ」と言う)やセクシュアルハラスメントなどの各種ハラスメントが存在します。その他にも子供や高齢者などの社会的弱者への虐待、人種差別、性的マイノリティー(LGBT等)を理由とする差別も存在します。このような様々な人権問題への対応と防止対策が求められています。(グラフ⑤参照)。

施策の内容

(1) 人権侵害防止のための支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報提供により、町民の意識啓発を行います。

グラフ⑤職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和元年8月）集計結果」より

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

男女を問わず様々な分野において、心身とも健康で自立した生活を送ることは、個人が能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりが能力を十分に発揮するためには、男女がお互いのからだの違いについて十分理解し、尊重し合えることが大切です。

施策の内容

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

(2) 性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じて心身の健康の保持増進をするために発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。

基本目標

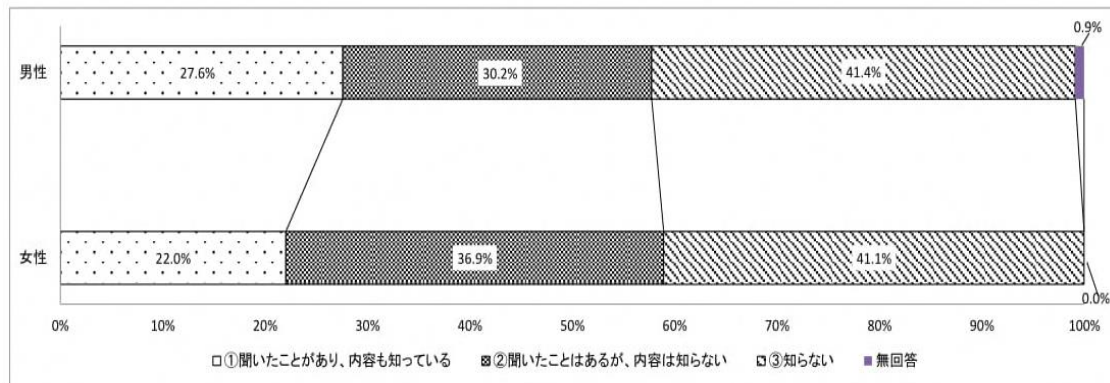
Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味などを自分に合ったバランスでできることを目指します。

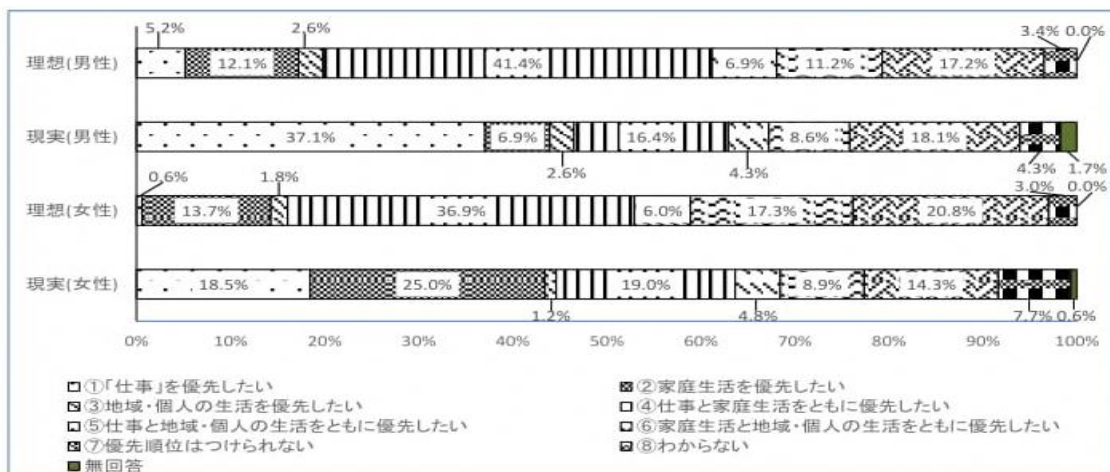
男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります(グラフ⑦参照)。

そのために、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供を行います。また、保育環境の充実や家事、育児、介護への男性の参加の促進を図ります。

グラフ⑥「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」について知っていますか



グラフ⑦「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実について



⑥⑦寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(令和元年8月)集計結果」より

施策の基本的方向

1 誰もが働きやすい就業環境づくり

男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいて、事業所等における労働環境が整備されることは、とても重要です。

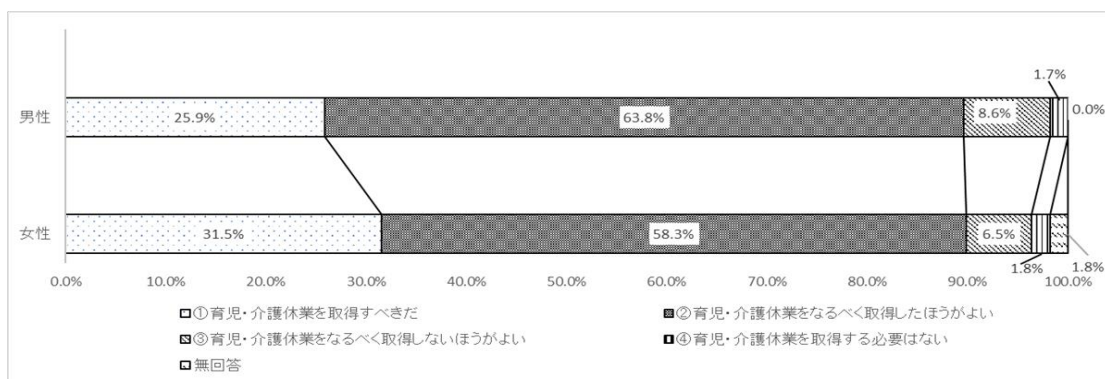
労働環境整備の課題の一つとして、男性の育児や介護の休業取得が進んでいないことが挙げられます。男性の育児や介護の休業取得率は全国で6.16%となっており、女性の取得率82.2%と比べると大きく差があります。また、寒川町「男女共同参画社会」に関するアンケートでは「男性の育児・介護休業の取得について」の問いに対し男性も育児・介護休業を取得すべき・なるべく取得した方が良く回答したの割合が男女共に9割に及んでいます。

(グラフ⑧参照) この結果から育児休業を取りたいと思う男性に対して育児休業が取得しづらい、取得できないといった現状が推測できます。

原因としてはそもそも職場で育児休業の制度が整備されていなかった、休業を取得しづらい雰囲気であった、人員が不足してしまっていたといったことがあげられます。

こうしたことから、法令に基づき雇用環境整備の意識啓発を図るとともに、労働時間の見直しなど雇用環境を改善する必要があります。そのためには男女平等意識啓発のための講座や相談会について情報提供を行い就業する側、雇用する側がお互いに理解を深めることによって就業環境の改善を図っていきます。

グラフ⑧「男性の育児・介護休業を取得」について



⑧寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和元年8月）集計結果」より

施策の内容

(1) ワークライフバランスについての理解促進

事業所等を対象に、ワークライフバランスについての周知を行い、意識啓発を図ります。

(2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善についての講座や相談を行います。また、関係機関との連携をしながら就職面接会や相談会を開催します。

(3) 育児・介護に関する制度の理解と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度などについて周知することによって制度の普及を促進し生活環境の整備を進めます。

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

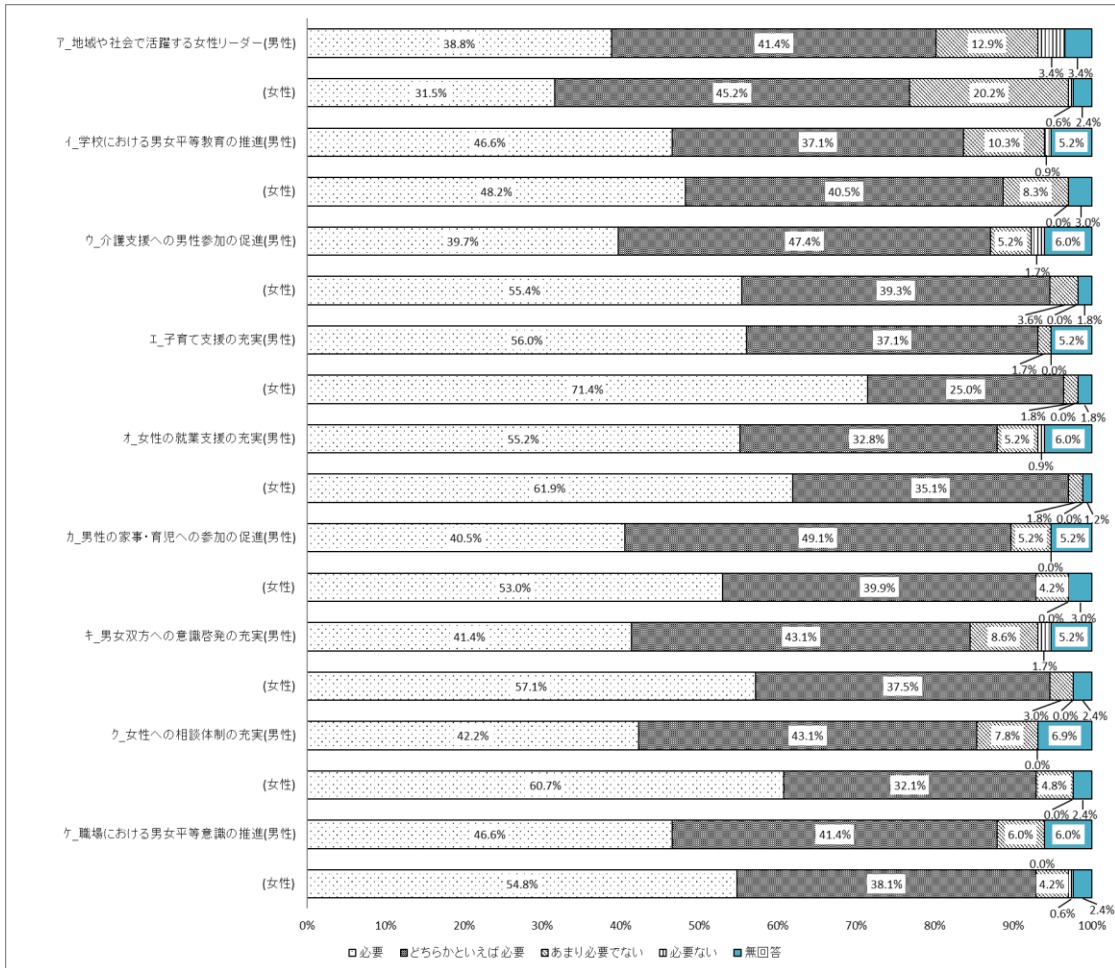
夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援する事業について、さらなる充実が求められています。（グラフ⑨参照）。

家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女が共に仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要です。個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで仕事と生活が両立できるよう支援します。

また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあるので、町においても地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します。

グラフ⑨今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和元年8月）集計結果」より

施策の内容

(1) 子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実に図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が固定的性別役割意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

(3) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

基本目標

Ⅳ 男女共同参画社会促進への理解促進

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そこで、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

施策の基本的方向

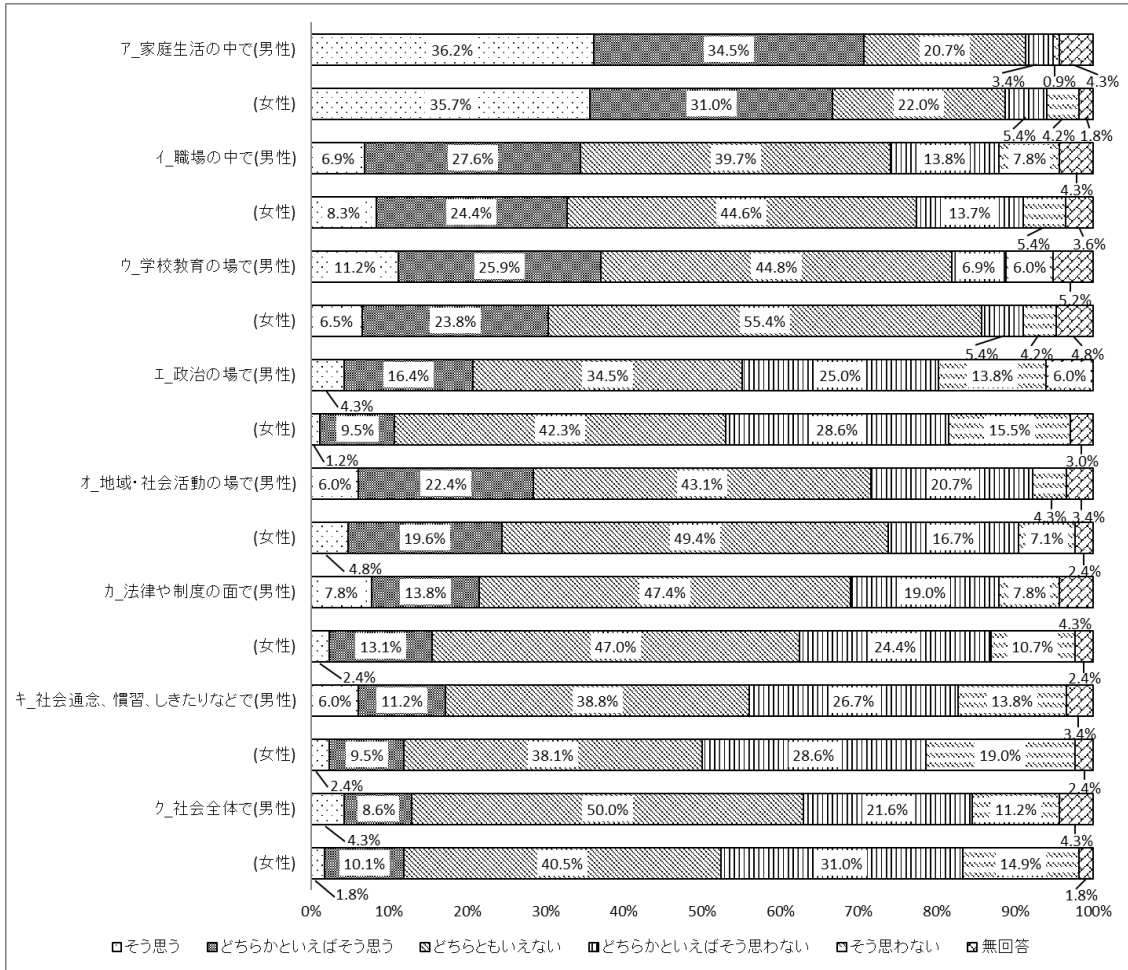
1 さまざまな場における意識づくりの推進

寒川町「男女共同参画社会」に関するアンケートの結果からもわかるとおり職場での男女の平等感は低くなっており性別による不平等が生じている現状がうかがえます（グラフ⑩参照）。事業所等において労働環境が整備されるとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。地域活動についても、同様に男女が性別にとらわれず積極的に活動に参加することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

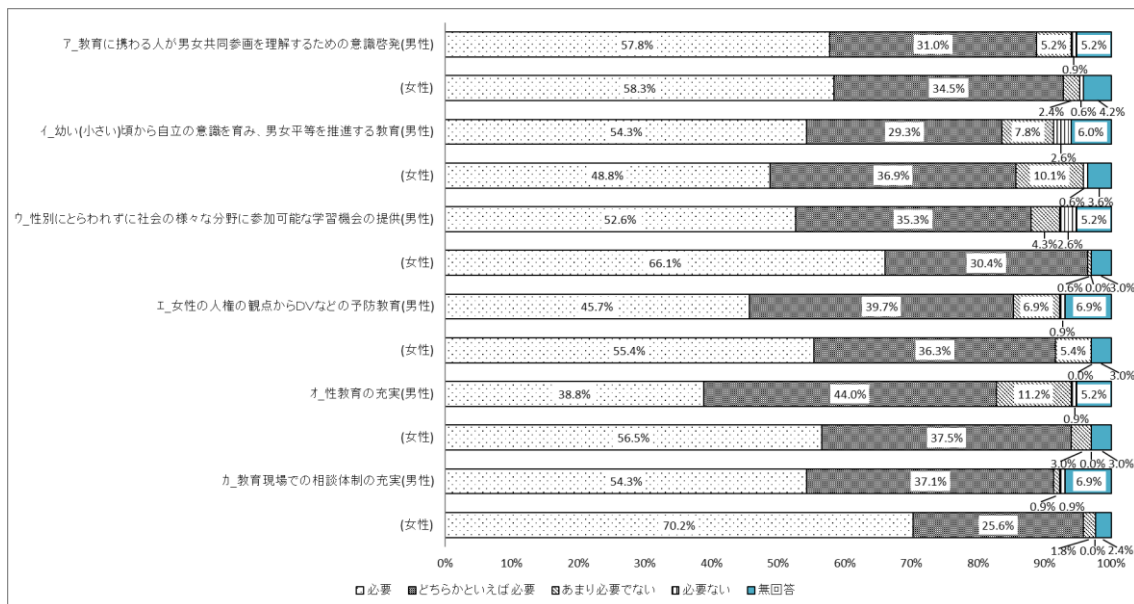
また、将来を担う子ども達が、家庭生活を通して男女平等の意識を持つことはとても大切です。そのためには、まず保護者に対する講座を開催し、男女共同参画に対する意識を高めます。

そして、学校現場では子供たちに対する男女平等についての教育、学校関係者への研修を開催することによって意識啓発を図ります（グラフ⑩参照）。

グラフ⑩次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



グラフ⑪男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組について



⑩⑪寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和元年8月）集計結果」より

施策の内容

(1) 職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催し、意識啓発を図ります。

(2) 家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座の開催や、図書資料を収集し情報提供します。

(3) 学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を推進するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施します。